

●老人福祉法に基づく届出が必要なサービス種類

事業種類	サービス種類 (介護保険上の事業の内容)	老人福祉法上の事業、施設の種類	老人居宅生活 支援事業	老人デイサービス センター等	老人ホーム
			新規：第1号、変更：第2号 、休廃止：第3号	新規：第4号、変更：第5号 、休廃止：第6号	変更：第10号
居宅サービス	訪問介護	老人居宅介護等事業	○		
	通所介護	老人デイサービス事業 老人デイサービスセンター	○ (併設)	○ (単独)	
	短期入所生活介護	老人短期入所事業 老人短期入所施設	○ (併設)	○ (単独)	
介護予防サービス	介護予防短期入所生活介護	老人短期入所事業 老人短期入所施設	○ (併設)	○ (単独)	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	老人居宅介護等事業	○		
	夜間対応型訪問介護	老人居宅介護等事業	○		
	地域密着型通所介護	老人デイサービス事業 老人デイサービスセンター	○ (併設)	○ (単独)	
	認知症対応型通所介護	老人デイサービス事業 老人デイサービスセンター	○ (併設)	○ (単独)	
	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業	○		
	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型老人共同生活援助事業	○		
	地域密着型介護老人福祉施設 看護小規模多機能型居宅介護	特別養護老人ホーム 複合型サービス福祉事業	○		○
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	老人デイサービス事業 老人デイサービスセンター	○ (併設)	○ (単独)	
	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業	○		
	介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症対応型老人共同生活援助事業	○		
介護予防・日常生活支援総合事業	第1号訪問事業 (指定事業者のみ)	老人居宅介護等事業	○		
	第1号通所事業 (指定事業者のみ)	老人デイサービス事業 老人デイサービスセンター	○ (併設)	○ (単独)	
施設サービス	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム			○

※併設：特別養護老人ホーム等の施設に通う・入所する場合 (老人デイサービス事業、老人短期入所事業)

※単独：併設以外 (老人デイサービスセンター、老人短期入所施設)